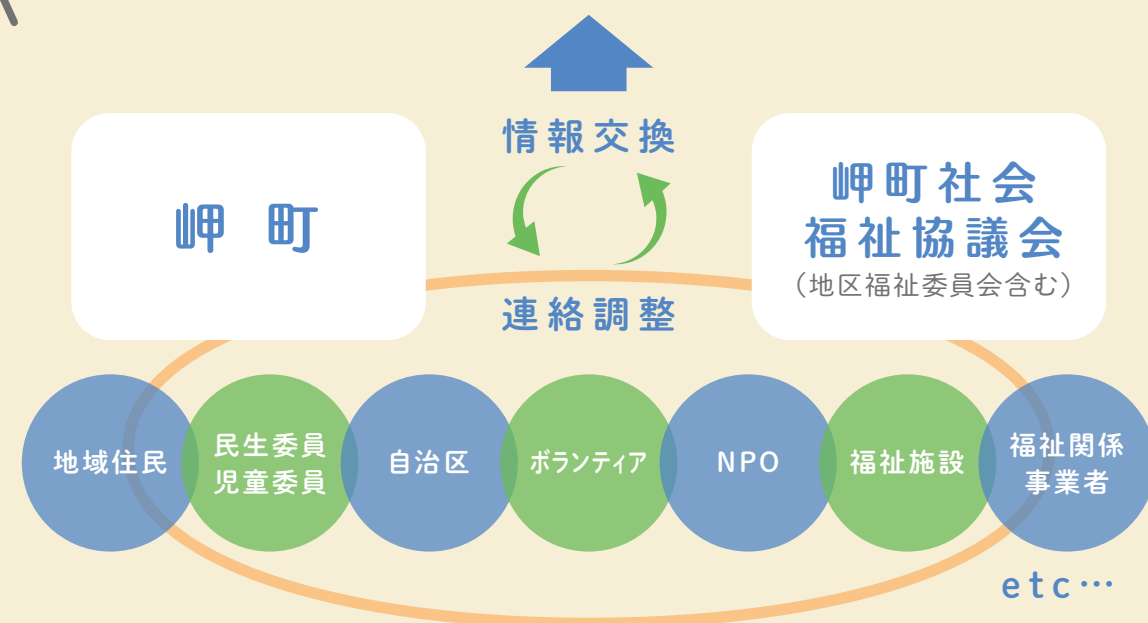


地域福祉の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、岬町と岬町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、民生委員・児童委員、自治区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者等と連携し、それぞれの役割のもと、協働による「心つながり ふれあう みさき」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

「心つながり ふれあう みさき」の実現へ



※「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」本編は岬町 HP に掲載しています

第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

編集・発行 岬町 しあわせ創造部 地域福祉課 地域福祉係
社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

心つながり ふれあう みさき

第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版



みさっきー
マスコットキャラクター

&

みさきーちょ
岬町観光大使

地域福祉とは

地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組みのことです。

福祉教育と福祉共育

「福祉教育」とは、人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動と定義されています。一方、岬町が位置づける「福祉共育」は、子どもを含む地域住民が自分たちの生活課題を発見し解決できる力をつけるため、「大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」と位置づけています。

令和6(2024)年3月

岬町

岬町社会福祉協議会

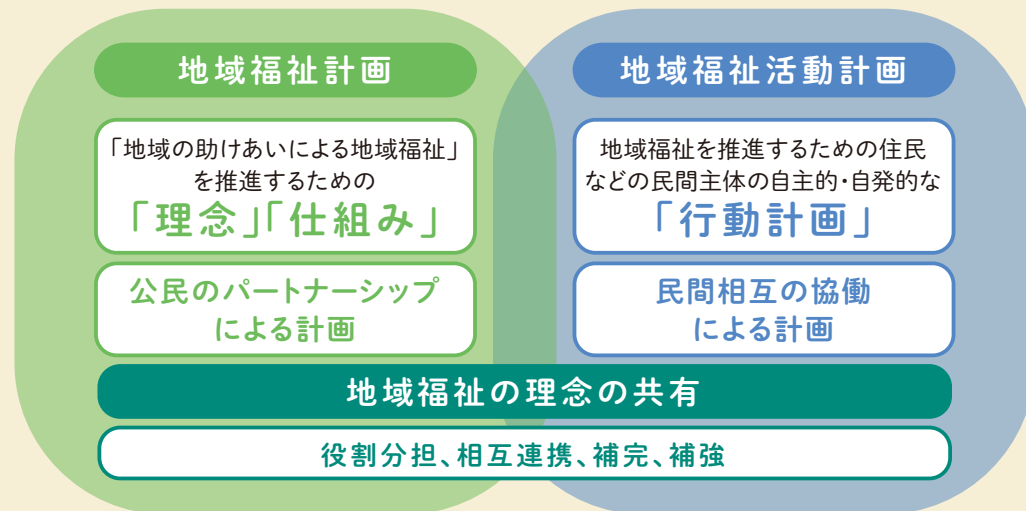
計画策定の趣旨

岬町では、第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画を通して、様々な地域福祉の取り組みを推進してきましたが、地域福祉の考え方の住民への浸透(=福祉共育の推進)は、まだ十分とはいえない状況です。

社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に福祉共育を推進し、岬町で暮らすすべての住民の心をつなぎ、互いに支えあい、だれもが笑顔で暮らせるまちをめざし、「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5カ年とします。なお、国、府などの動向や、社会状況の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。



上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」実現の推進イメージ

我が事・丸ごとの地域づくり

- 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- 市町村による包括的な相談支援体制の整備 等

- 地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

サービス・専門人材の丸ごと化

- 公的福祉サービスの総合化・包括化（基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備）
- 専門人材のキャリアパスの複線化（医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大）等

基本理念

心つながり ふれあう みさき



基本目標 1

福祉を共に育むみんなのまちづくり

岬町の地域活動においては、担い手の不足、高齢化が課題となっており、その喫緊の対応が求められています。

「子どもが変われば、大人も変わる・地域が変わる」をキーワードに、大人も子どもも地域の中で共に生き、学びあい、育ちあう「福祉共育」を、担い手の育成や福祉のまちづくりの基本として、展開していきます。



(1) 「知る・学び・ふれあう」福祉共育

- ① 福祉共育の啓発
- ② 幅広い理解へ向けた学びの場

(2) 共に学びあう担い手の育成

- ① 人材の育成・支援
- ② 多様な地域組織の強化

(3) 地域のつながりの強化

- ① 地域の協働の促進

基本目標 2

みんなが輝き、笑顔になる地域の仕組みづくり

地域における支えあいを実現するには、地域住民をはじめ、地域団体、関係機関、事業者等様々な人や団体が、地域の課題やそれぞれの役割分担、協働・つながりの考え方を共有し、「顔の見える関係」を構築することが重要です。そのために住民主体の活動、公民協働の取り組みを強化していきます。



(1) 住民主体の支えあい活動の推進

- ① みんなが主役の場づくり
- ② 住民主体の活動の推進

(2) 公民協働による福祉課題への対応

- ① 生活課題への対応
- ② 防災・災害支援の充実
- ③ 防犯・消費者啓発

基本目標 3

地域共生の実現を支える基盤の整備

だれもが支えられる側であると同時に支える側になる、という地域共生社会の実現のためには、他人を思いやるための心の余裕がだれもが持てることが重要になります。基盤となる福祉サービスの充実や福祉サービスの利用に結びついていない人の適切な支援体制の構築、権利擁護の取り組み、再犯防止の取り組み、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。



(1) 福祉基盤の整備

- ① 福祉サービスの充実
- ② 地域包括ケアシステムの充実
- ③ 生活環境の整備

(2) 権利擁護体制の充実

- ① 権利擁護体制の充実・強化（岬町成年後見制度利用促進基本計画）
- ② 虐待防止と対応の充実
- ③ 再犯防止に向けた取り組み（岬町再犯防止推進計画）

(3) 重層的な相談・情報提供体制の強化

- ① 相談体制の強化
- ② 情報発信力の強化